

理学療法（リハビリテーション）見学会謝金規定

1. 本会が主催する理学療法（リハビリテーション）見学会に際して、見学会実施施設に対し参加生徒1名につき1,000円の謝金を支払う。
 2. 本規定における見学会の開催時間は、1回につき4時間以上とする。
 3. 書面にて、施設より謝金の受取り辞退の申し出がある場合はこれを受諾する。
- 付則1. この規定は本理事会により改廃する。
2. この規定は平成22年4月1日より施行する。